

令和4年第1回衣浦東部広域連合議会臨時会

議 案 書

(令和4年5月30日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
同意第1号	広域連合副長の選任について	1
同意第2号	監査委員の選任について（議員選出監査委員）	3
議案第6号	衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第7号	衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第8号	財産の取得について（救助工作車（Ⅲ型））	9
議案第9号	財産の取得について（救助工作車）	11
議案第10号	財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）	13

同意第1号

広域連合副長の選任について

令和4年5月29日をもって広域連合副長三星元人が辞職をしたので、後任として次の者を選任したい。

上記について衣浦東部広域連合規約（平成14年愛知県知事許可）第12条第5項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

記

住所非公表

水 谷 弘 喜

生年月日非公表

同意第 1 号参考資料

略 歷

略歷非公表

同意第2号

監査委員の選任について

令和4年5月10日をもって監査委員石川博英が辞職したので、後任として次の者を選任したい。

上記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

記

住所非公表

中 島 清 志

生年月日非公表

同意第 2 号参考資料

略 歷

略歷非公表

議案第6号

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年衣浦東部広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に職員(衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。))の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)に対して支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。)及び給与条例第22条第4項から第6項まで(衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第12号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第31条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 令和4年6月に会計年度任用職員に対して支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第8条第1項第2号及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

—提案理由—

この案を提出したのは、令和3年8月10日の人事院勧告に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

議案第7号

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 部分休業（第21条～第24条）」を「第4章 部分休業（第21条～第24条）
第5章 雑則（第25条・第26条）」に改める。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院規則（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

議案第8号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和4年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫
記

1 取得する財産

(1) 種類 救助工作車(Ⅲ型)

(2) 数量 1台

2 取得金額 金182,270,000円

3 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店
支店長 伊藤 晶 広

4 契約の方法 指名競争入札

—提案理由—

この案を提出したのは、衣浦東部広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

入札執行調書

件名	救助工作車（Ⅲ型）1台購入		
納入場所	衣浦東部広域連合消防局		
入札場所	衣浦東部広域連合事務所 1階会議室		
落札業者	株式会社モリタ 名古屋支店	最低入札額	165,700,000 円
		消費税及び地方消費税の額	16,570,000 円
		落札額	182,270,000 円
指名入札業者	第 1 回	第 2 回	第 3 回
開札日時	令和 4 年 4 月 5 日（火）		
	午前 10 時 35 分		
株式会社モリタ 名古屋支店	165,700,000 円	落札	円
丸八重整備株式会社	166,800,000		
株式会社赤尾 名古屋支店	168,000,000		
平和機械株式会社	169,000,000		
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	175,000,000		
内外ガード株式会社	179,000,000		
小川ポンプ工業株式会社 名古屋事務所	辞退		

備考 「落札額」は、最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

議案第9号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和4年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫
記

- 1 取得する財産
 - (1) 種類 救助工作車
 - (2) 数量 1台
- 2 取得金額 金106,590,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区金山二丁目1番5号
平和機械株式会社
代表取締役 小野 寛 利
- 4 契約の方法 指名競争入札

—提案理由—

この案を提出したのは、衣浦東部広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

入札執行調書

件名	救助工作車 1 台購入		
納入場所	衣浦東部広域連合消防局		
入札場所	衣浦東部広域連合事務所 1階会議室		
落札業者	平和機械株式会社	最低入札額	96,900,000 円
		消費税及び地方消費税の額	9,690,000 円
		落札額	106,590,000 円
指名入札業者	第 1 回	第 2 回	第 3 回
開札日時	令和 4 年 4 月 5 日 (火)		
	午前 10 時 40 分		
	円	円	円
平和機械株式会社	96,900,000	落札	
株式会社モリタ 名古屋支店	105,800,000		
丸八重整備株式会社	110,000,000		
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	130,000,000		
内外ガード株式会社	130,000,000		
小川ポンプ工業株式会社 名古屋事務所	辞退		
株式会社赤尾 名古屋支店	辞退		

備考 「落札額」は、最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

議案第10号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和4年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫
記

- 1 取得する財産
 - (1) 種類 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
 - (2) 数量 1台
- 2 取得金額 金54,230,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区金山二丁目1番5号
平和機械株式会社
代表取締役 小 野 寛 利
- 4 契約の方法 指名競争入札

―提案理由―

この案を提出したのは、衣浦東部広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

入札執行調書

件名	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台購入		
納入場所	衣浦東部広域連合消防局		
入札場所	衣浦東部広域連合事務所 1階会議室		
落札業者	平和機械株式会社	最低入札額	49,300,000円
		消費税及び地方消費税の額	4,930,000円
		落札額	54,230,000円
指名入札業者	第1回	第2回	第3回
開札日時	令和4年4月5日(火)		
	午前10時45分		
	円	円	円
平和機械株式会社	49,300,000	落札	
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	51,800,000		
株式会社モリタ 名古屋支店	53,000,000		
小川ポンプ工業株式会社 名古屋事務所	53,000,000		
丸八重整備株式会社	55,000,000		
山佐産工株式会社 豊田営業所	59,800,000		
株式会社三陽商会	62,000,000		

備考 「落札額」は、最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

